

別表 1 (都道府県向け補助金関係)

<p>成果目標の選定及びポイント算定の留意点等</p> <p>都道府県向け補助金（別記24、別記26を除く）については、以下の成果目標から、事業内容の欄の取組ごとに、達成すべき成果目標を1つ選択することとする。</p> <p>別記24については、①事業実施地区の現況値ポイントに加え、②達成すべき成果目標から1つ、合計2つを選択するものとする。</p> <p>別記26については、①事業実施地区の目標年度における作付面積ポイントに加え、②達成すべき成果目標から1つ、合計2つを選択するものとする。</p> <p>なお、事業内容の欄から複数の取組を選択する場合にあっては、同一の成果目標を選択できるものとする。</p> <p>また、次の1つ以上に該当する取組を行う場合は、以下の基準によりポイントを加算できるものとする。</p> <p>【重点政策課題加算ポイント】</p> <p>(5ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別記5、別記6及び別記8の取組を実施する場合 <p>(取組ごとに1ポイント)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施主体の構成員が、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画、特定環境負荷低減事業活動実施計画若しくは基盤確立事業実施計画のいずれかの認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある場合 ・事業実施地区で策定されている地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）が、以下の①～③の要件を満たしている場合（以下「将来像が明確化された地域計画」という。） <ul style="list-style-type: none"> ① 目標集積率が現状集積率を下回らないこと ② 目標集積率が8割以上であること。ただし、都府県の間・山間農業地域にあっては、6割以上であること ③ 地域計画の更新を行い、かつ、次のア及びイを満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 当該地域における地域計画の最初の公表日以後に、基盤強化法第18条第1項に規定する協議の場が設けられ、その結果が公表されていること イ 更新後の地域計画の「地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置づける者）」の「10年後」の「経営面積」及び「作業受託面積」の合計が、更新前と比較して減少していないこと <p>ただし、③の要件は次のa及びbを満たす地域計画には適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 受け手不在農地の割合が1割（中間・山間農業地域にあっては2割）未満となっていること b 「地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置づける者）」の「10年後」の「経営面積」
--

及び「作業受託面積」の合計が、「現状」より増加していること

- ・事業実施主体（構成員を含む。）が、地域内の農業を担う者として将来像が明確化された地域計画のうち目標地図（農業経営基盤強化促進法第19条第3項に規定する地図をいう。）に位置付けられた者である場合

- ・事業実施主体（構成員を含む。）が、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律第7条第1項に規定する生産方式革新実施計画の認定を受けている場合又は事業実施年度までに認定を受ける見込みがある者であって、事業実施主体の取組の内容が当該生産方式革新実施計画の内容に合致している場合

- ・事業実施主体（構成員を含む。）が、フラッグシップ輸出産地（フラッグシップ輸出産地選定実施要領（令和6年4月19日付け6輸国第256号）第5の規定により認定証の交付を受けた産地をいう。）として認定を受けている、かつ、当該産地にて認定を受けた品目と事業実施主体の取組の内容が合致している場合

- ・事業実施主体（構成員を含む。）が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づく輸出事業計画の認定を受けている、かつ、当該産地にて認定を受けた品目と事業実施主体の取組の内容が合致している場合

なお、別記26の取組については、次に該当する取組に対し、以下の基準でポイントを加算できるものとする。

【別記26に関する取組における加算ポイント】

- ・第1の1の取組を行う場合（5ポイント）
- ・第1の2の取組を行う場合（5ポイント）
- ・第1の4の取組を種ばれいしょを対象として行う場合（5ポイント）

事業	事業内容	成果目標の基準及びポイント
畑作物生産性向上支援事業		
かんしょ生産性向上支援事業	(別記2)	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たりの労働時間を10.0%以上削減 20.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・15ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・10ポイント
	かんしょ生産構造転換産地づくり支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・10a 当たりの一基幹作業に係る労働時間を15.0%以上削減 25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 20.0% 以上・・・・・・・・・・15ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・10ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加 13.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント

		<p>11.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>7.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・単位面積又は単位収量当たりの販売額を3.0%以上増加</p> <p>11.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>7.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・総出荷量に占める輸出向け出荷量又は総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を5.0ポイント以上増加</p> <p>13.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>11.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>7.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・総生産数量に占める契約取引の対象数量又は総作付面積に占める契約取引の対象面積の割合を10ポイント以上増加</p> <p>18.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>16.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>14.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>12.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
ばれいしょ生産拡大支援事業	(別記5) ばれいしょ生産構造転換産地づくり支援事業	<p>・事業実施地区におけるばれいしょの実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p>

		<p>20.0% 以上 16ポイント</p> <p>15.0% 以上 12ポイント</p> <p>10.0% 以上 8ポイント</p> <p>5.0% 以上 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上 20ポイント</p> <p>20.0% 以上 16ポイント</p> <p>15.0% 以上 12ポイント</p> <p>10.0% 以上 8ポイント</p> <p>5.0% 以上 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるばれいしょの販売額を3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上 20ポイント</p> <p>12.0% 以上 16ポイント</p> <p>9.0% 以上 12ポイント</p> <p>6.0% 以上 8ポイント</p> <p>3.0% 以上 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区で新たに導入する省力化作業体系を構成する該当基幹作業の労働時間について既存作業体系と比較して10.0%以上削減</p> <p>20.0% 以上 20ポイント</p> <p>10.0% 以上 10ポイント</p>
	(別記6) 種ばれいしょの新産地 形成支援事業	<p>・事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法(昭和25年法律第151号)第13条第1項による指定種苗(以下単に「指定種苗」という。)等として合格した種ばれいしょを供給</p> <p>供給を開始 20ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を3.0%以上削減</p> <p>15.0% 以上 20ポイント</p> <p>12.0% 以上 16ポイント</p> <p>9.0% 以上 12ポイント</p> <p>6.0% 以上 8ポイント</p> <p>3.0% 以上 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p>

		<p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>7.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
	(別記7) ばれいしょ産地拡大・持 続化支援実証事業	<p>・試験研究機関等から確認を受けた成果物等を提出すること</p> <p>成果物等を提出・・・・・・・・・・20ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
	(別記8) 種ばれいしょの安定供 給対策事業	<p>・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1.0ポイント以上増加</p> <p>5.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>3.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの販売数量を 3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における種ばれいしょの販売金額を 3.0%以上増加 15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加 30.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント 24.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント 18.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント 12.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積が種ばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を 100.0%とする 100.0%・・・・・・・・・・20ポイント
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施した種ばれいしょ産地から植物防疫法(昭和 25 年法律第 151 号)第 13 条第 1 項による指定種苗として合格した種ばれいしょを供給すること 供給・・・・・・・・・・20ポイント
	<p>(別記 9) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を 6.0ポイント以上増加 30.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 24.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 18.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 12.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント

		<p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を100.0%とする</p> <p>100.0%・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>・事業実施地区におけるばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5.0%以上増加</p> <p>25.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
畑作物安定生産対策事業	(別記10) 豆類の安定生産等対策事業	<p>・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引数量に対して占める割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		<p>・事業対象の豆の全体の作付面積に占める新品種の作付面積の割合を 4.0 ポイント以上増加</p> <p>20.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>16.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>12.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された品種をいう。</p>
		<p>・事業対象の豆の10 a 当たりの労働時間を3.0%以上削減</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆（種子用に限る。）の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上</p> <p>10.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		<p>・事業対象の豆（種子用に限る。）の更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上</p> <p>5.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・事業対象の豆（種子用に限る。）の生産面積全体に占める新品種の生産面積の割合を1.0ポイント以上向上</p> <p>5.0ポイント以上又は新品種の割合が100%・20ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>※「新品種」とは、平成20年以降に育成された品種をいう。</p>
	<p>(別記11)</p> <p>そば・なたねの安定生産・安定供給対策事業</p>	<p>・事業実施地区における対象作物の10a当たりの収量を都府県の直近7中5年間の平均以上とする（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超えない地区に限る。）</p> <p>平均より8.0%以上増加・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>平均より6.0%以上増加・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>平均より4.0%以上増加・・・・・・・・・・14ポイント</p> <p>平均より2.0%以上増加・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>都府県の直近7中5年間の平均以上・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・事業実施地区における対象作物の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して2.0%以上増加（事業実施地区における10a当たりの収量の直近7中5年間の平均が都府県の直近7中5年間の平均を超える地区に限る。）</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・対象作物の複数年契約取引先を1者以上増加</p> <p>2者以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>1者・・・・・・・・・・10ポイント</p>

		<p>・対象作物の出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象となる新品種種子の生産ほ場の集約面積が2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象となる新品種種子の合格率を現状（直近5中3年間）の値と比較して2.0ポイント以上向上</p> <p>10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象となる新品種種子の生産ほ場の生産面積が2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業対象となる新品種種子の種子更新率を現状（直近5中3年間）の値と比較して1.0ポイント以上向上</p> <p>5.0ポイント以上又は合格率が100%・20ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業対象となる新品種種子の種子生産の労働生産性を2.0%以上向上 (労働生産性=生産量又は販売額÷労働時間) 10.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ そばの生産面積全体に占める新品種の生産面積の割合を1.0ポイント以上増加 5.0ポイント以上又は新品種の割合が100%・20ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
	(別記12) なたねの品種転換に係る交雑防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ なたねのは種面積に占めるダブルロー品種の割合を100.0%とする 100.0%・・・・・・・・・・20ポイント
	(別記13) 病害虫まん延防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で侵入・まん延が懸念される病害虫の新規発生率を10.0%以下に抑制 0.1%以下・・・・・・・・・・20ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・16ポイント 5.0%以下・・・・・・・・・・12ポイント 7.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント 10.0%以下・・・・・・・・・・4ポイント <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域でまん延が懸念される病害虫の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減 20.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 13.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 9.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入 2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント 1地域・・・・・・・・・・10ポイント

畑作物導入・ 労働負担軽減 対策事業	(別記14) 新たな生産体系確立支 援事業	・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に 導入 2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント 1地域・・・・・・・・・・10ポイント
		・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上 増加 15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・その他重要度が高いと認めた作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作 物の作付面積の合計の平均より15.0%以上又は1.0ha以上増加（新規作物を導 入する場合は1.0ha以上導入） 25.0%以上又は3.0ha以上・・・・・・・・・・20ポイント 22.5%以上又は2.5ha以上・・・・・・・・・・16ポイント 20.0%以上又は2.0ha以上・・・・・・・・・・12ポイント 17.5%以上又は1.5ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 15.0%以上又は1.0ha以上・・・・・・・・・・4ポイント
		・転換する需要のある作物の作付面積の合計を、直近4年間の当該作物の作付 面積の合計の平均より15.0%以上又は1.0ha以上増加（新規作物を導入する場 合は1.0ha以上導入）

		<p>25.0% 以上又は3.0ha以上 20ポイント</p> <p>22.5% 以上又は2.5ha以上 16ポイント</p> <p>20.0% 以上又は2.0ha以上 12ポイント</p> <p>17.5% 以上又は1.5ha以上 8ポイント</p> <p>15.0% 以上又は1.0ha以上 4ポイント</p>
<p>(別記15) 労働負担軽減対策事業</p>		<p>・10 a 当たりの労働時間を3.0%以上削減 (かんしょ除く)</p> <p>15.0% 以上 20ポイント</p> <p>12.0% 以上 16ポイント</p> <p>9.0% 以上 12ポイント</p> <p>6.0% 以上 8ポイント</p> <p>3.0% 以上 4ポイント</p>
		<p>・10 a 当たりの労働時間を10.0%以上削減 (かんしょ)</p> <p>20.0% 以上 20ポイント</p> <p>15.0% 以上 15ポイント</p> <p>10.0% 以上 10ポイント</p>
		<p>・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上 20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上 16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上 12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上 8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上 4ポイント</p>
		<p>・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上 20ポイント</p> <p>12.0% 以上 16ポイント</p> <p>9.0% 以上 12ポイント</p> <p>6.0% 以上 8ポイント</p> <p>3.0% 以上 4ポイント</p>
		<p>・事業対象の豆の導入比率を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上 20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上 16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上 12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上 8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上 4ポイント</p>

		<p>・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3.0%以上増加</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする</p> <p>70.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>65.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>60.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>55.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>50.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・事業実施地区におけるそばの作付面積を5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <hr/> <p>・事業実施地区におけるなたねの作付面積を5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
<p>環境配慮型生産体系確立支援事業</p>	<p>(別記16) 環境配慮型生産体系確立支援事業</p>	<p>・10a 当たりの物財費を5.0%以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入</p> <p>2地域以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>1地域・・・・・・・・・・10ポイント</p> <hr/> <p>・10a当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して3.0%以上削減</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p>

		<p>3.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <hr/> <p>・10a 当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培による成分使用回数と比較して 10.0%以上削減</p> <p>50.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>40.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>30.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <hr/> <p>・10a 当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培による使用量と比較して 10.0%以上削減</p> <p>30.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p>
<p>ばれいしょ・ てん菜生産基 盤強化事業</p>	<p>(別記17) ばれいしょ・てん菜生産 基盤強化事業</p>	<p>・事業実施地区等おけるてん菜又はでん粉原料用ばれいしょの 10a 当たりの労働時間を 3.0%以上削減</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <hr/> <p>・事業実施地区等の輪作体系におけるでん粉原料用ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>8.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>2.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <hr/> <p>・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3.0%以上増加</p>

		<p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょの 10a 当たりの単収が直近の3年の平均と比較して2.0%以上向上</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるでん粉原料用ばれいしょのライマン価を直近の3年の平均と比較して0.1ポイント以上増加</p> <p>0.5ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>0.4ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>0.3ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>0.2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>0.1ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50.0%以上とする、又は10.0ポイント以上増加</p> <p>70.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>65.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>60.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>55.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>50.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p> <p>20.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>17.5ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>12.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>10.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち、褐斑病抵抗性「強」以上を有する品種の導入割合を50.0%以上とする、又は10.0ポイント以上増加</p> <p>70.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p>

		<p>65.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>60.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>55.0% 以上・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>50.0% 以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>20.0 ポイント以上・・・・・・・・20ポイント</p> <p>17.5 ポイント以上・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント</p> <p>12.5 ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>10.0 ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるてん菜の作付面積のうち、直近年と比較して、褐斑病に対しより強い抵抗性を有する品種の導入割合を5.0ポイント以上増加</p> <p>9.0 ポイント以上・・・・・・・・20ポイント</p> <p>8.0 ポイント以上・・・・・・・・16ポイント</p> <p>7.0 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0 ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>5.0 ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるてん菜の糖度を直近の3年の平均と比較して0.1ポイント以上増加</p> <p>0.5 ポイント以上・・・・・・・・20ポイント</p> <p>0.4 ポイント以上・・・・・・・・16ポイント</p> <p>0.3 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント</p> <p>0.2 ポイント以上・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>0.1 ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるてん菜の褐斑病の新規発生率を10%以下に抑制</p> <p>0.1%以下・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>2.5%以下・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>5.0%以下・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>7.5%以下・・・・・・・・・・ 8ポイント</p> <p>10.0%以下・・・・・・・・・・ 4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区等におけるてん菜の褐斑病の被害発生率を直近の被害発生年と比較して5.0ポイント以上削減</p> <p>20.0 ポイント以上・・・・・・・・20ポイント</p> <p>16.0 ポイント以上・・・・・・・・16ポイント</p> <p>13.0 ポイント以上・・・・・・・・12ポイント</p>

		<p>9.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>5.0 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
畑作物加工・流通対策支援事業		
畑作物新規需要開拓支援事業	(別記21) 畑作物の新規需要拡大事業	<p>・連携先の実需における対象作物の使用量を2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
		<p>・連携先の実需における対象作物の使用割合を2.0ポイント以上増加</p> <p>10.0ポイント 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>8.0ポイント 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0ポイント 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
		<p>・対象作物を活用した新商品を1つ以上開発</p> <p>2つ以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>1つ・・・・・・・・・・ 10 ポイント</p>
		<p>・対象としたばれいしょ品種の作付面積を1.0ha 以上増加</p> <p>5.0ha 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>4.0ha 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>3.0ha 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>2.0ha 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>1.0ha 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
		<p>・対象としたばれいしょ品種の作付面積を2.0%以上増加</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p> <p>8.0% 以上・・・・・・・・・・ 16ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・ 12ポイント</p> <p>4.0% 以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント</p> <p>2.0% 以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント</p>
	(別記22) 持続的な流通体系確立支援事業	<p>・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域1ヵ所以上に導入</p> <p>2地域以上・・・・・・・・・・ 20ポイント</p>

		<p>1 地域・・・・・・・・・・10ポイント</p> <hr/> <p>・当該品目の流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費）を5.0%以上縮減</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・20ポイント</p> <p>16.0% 以上・・・・・・・・16ポイント</p> <p>13.0% 以上・・・・・・・・12ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・4ポイント</p>
畑作物産地生産体制確立・強化整備事業		
かんしょ生産 拡大対策整備 事業	(別記24) 省力栽培体系導入事業	①事業実施地区の現況値基準及びポイント
		<p>・事業実施地区におけるかんしょの作付面積</p> <p>10ha以上・・・・・・・・10ポイント</p> <p>9ha以上・・・・・・・・9ポイント</p> <p>8ha以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>7ha以上・・・・・・・・7ポイント</p> <p>6ha以上・・・・・・・・6ポイント</p> <p>5ha以上・・・・・・・・5ポイント</p> <p>4ha以上・・・・・・・・4ポイント</p> <p>3ha以上・・・・・・・・3ポイント</p> <p>2ha以上・・・・・・・・2ポイント</p> <p>1ha以上・・・・・・・・1ポイント</p>
		②事業実施に際し達成すべき成果目標基準及びポイント
		<p>・10a当たりの苗増殖に係る労働時間を10.0%以上削減</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・20ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・15ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・10ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるかんしょの作付面積を5.0%以上増加</p> <p>13.0% 以上・・・・・・・・20ポイント</p> <p>11.0% 以上・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・12ポイント</p> <p>7.0% 以上・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・4ポイント</p>

ばれいしょ生産拡大体制整備事業	(別記26) ばれいしょ生産拡大体制整備事業	①事業実施地区の目標年度における受益面積ポイント
		50ha以上・・・・・・・・・・10ポイント 45ha以上・・・・・・・・・・9ポイント 40ha以上・・・・・・・・・・8ポイント 35ha以上・・・・・・・・・・7ポイント 30ha以上・・・・・・・・・・6ポイント 25ha以上・・・・・・・・・・5ポイント 20ha以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ha以上・・・・・・・・・・3ポイント 10ha以上・・・・・・・・・・2ポイント 5ha以上・・・・・・・・・・1ポイント ※種ばれいしょの取組の場合には、事業実施地区において生産される種ばれいしょ数量から想定される一般ほの植付予定面積を受益面積とすることが出来るものとする。
		②事業実施地区の目標年度における成果目標基準及びポイント
		・事業実施地区におけるばれいしょ（種ばれいしょを含む）の実需者と連携した販売量の割合を2.0ポイント以上増加 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント以上・・・・・・・・・・16ポイント 6.0ポイント以上・・・・・・・・・・12ポイント 4.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施地区におけるばれいしょ（種ばれいしょを含む）の販売金額を3.0%以上増加 15.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント 12.0%以上・・・・・・・・・・16ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・12ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント ・事業実施地区で新たに導入する省力化作業体系を構成する該当基幹作業の労働時間について既存作業体系と比較して10.0%以上削減（種ばれいしょを除く） 20.0%以上・・・・・・・・・・20ポイント

		<p>10.0% 以上・・・・・・・・・・10ポイント</p>
		<p>・10 a 当たりの労働時間を3.0%以上削減（種ばれいしょに限る）</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>12.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>9.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>6.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>3.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの生産量を5.0%以上増加</p> <p>25.0% 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>20.0% 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>15.0% 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>10.0% 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>5.0% 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区における種ばれいしょの実需との新たな契約栽培面積を1 ha 以上増加</p> <p>5 ha 以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>4 ha 以上・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>3 ha 以上・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>2 ha 以上・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>1 ha 以上・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区におけるジャガイモシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積がばれいしょ全体の作付面積に対して占める割合を6.0ポイント以上増加</p> <p>30.0% ポイント・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>24.0% ポイント・・・・・・・・・・16ポイント</p> <p>18.0% ポイント・・・・・・・・・・12ポイント</p> <p>12.0% ポイント・・・・・・・・・・8ポイント</p> <p>6.0% ポイント・・・・・・・・・・4ポイント</p>
		<p>・事業実施地区で生産された種ばれいしょ又はばれいしょの貯蔵後配布前の腐敗等品質異常品の発生率を1割以上減少</p> <p>5割以上・・・・・・・・・・20ポイント</p> <p>4割以上・・・・・・・・・・16ポイント</p>

		3割以上・・・・・・・・・・12ポイント 2割以上・・・・・・・・・・8ポイント 1割以上・・・・・・・・・・4ポイント
--	--	--